令和６年１２月１０日

入札参加各位

海　田　町　長

仕様書に対する質問・回答書

件名： 海田町水道事業検針等業務

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 | 回　　　　答 |
| 1.仕様書P4　7 受託における実施体制(５)執務場所「本業務を履行するために必要な執務場所は，受託者において確保することとする。」とありますが、検針人へのHT 引き渡しや受取り及び、ヒアリングの場所について、海田町役場内ではなく受託者で確保する執務場所で行うとのことでしょうか。ご教示ください。2. 仕様書P7　1 水道メーター検針業務(４)現地での指針確認エ「無人の施設，郵便受けのない施設や集合住宅の共用栓等は，検針のお知らせを持ち帰り，町に提出すること。」とありますが、これ以外に仕分けをして町に提出する検針のお知らせはありますでしょうか。ご教示下さい。3. 仕様書P8　1 水道メーター検針業務(６)異常水量理由調査及び使用者への通知イ「使用水量の著しい減少を確認したときは，可能な範囲内で使用者に水量減の原因を尋ね，必要に応じて通水確認を行うこと。」とありますが、通水確認は具体的に何リットル程度の通水と考えればよろしいでしょうか。ご教示ください。4. 仕様書P8　1 水道メーター検針業務(７)検針結果の提出「定期検針で指針等を入力したHT について，定期検針が終了次第，町に提出する。」とありますが、HT 以外に検針結果として提出するものはございますか。ご教示ください。5. 仕様書P10　4配水施設点検調査業務(４)配水施設点検調査ア「既存の水道施設管理システムを基に…」とありますが、現場実施に必要とする既存の水道施設管理システムの配管図は受託者で準備するとの判断でよろしいでしょうか。 ご教示ください。6. 仕様書P10　4配水施設点検調査業務(４)配水施設点検調査カ「指定する記録票を基に点検を行うこと。」とありますが、指定する記録票の記載項目および、点検内容をご教示ください。7. 仕様書P11　4配水施設点検調査業務(７)配水施設点検データ作成「各点検調査結果は，電子データで提出すること。弁栓点検の記録表についても電子データで提出すること。」とありますが、“電子データ”のデータ形式についてご教示ください。8. 仕様書P11　4配水施設点検調査業務(８)報告書イ「漏水調査結果報告書」に記述のある“電子データ（位置図）”のデータ形式についてご教示ください。 | 1. お見込みのとおり。

2. 町が持ち帰りを指示する箇所もあります。3. メーター不回転でないことを確認する最低限の水量でよいため，具体的な水量は定めていません。4. 水量の大幅な増減や，漏水，無届使用等についての現地状況や報告事項を記入した報告書も提出していただくことを想定しています。5. 発注者が用意することを原則としますが，受注者が用意することを妨げるものではありません。6. 漏水調査票は事業所名，調査工区，漏水番号，調査確認年月日，漏水形態，公道・宅地区分，管区分，路面状態，管種，菅口径，推定漏水量，配水系統，図面縮尺，図面番号，路線番号，弁栓番号，水栓番号，漏水分類，漏水発生地名，位置図，写真，立会者，報告確認者，添付データ整理番号等のうち必要なものを記載することを原則とし，変更したい場合は協議によることとします。弁栓類点検調査記録表は調査日，点検№，管理番号，弁栓の種類，補足，補修弁レバー，図面番号，弁栓連番，口径，スピンドル深度，設置場所（目標物），設置個所図，点検項目等のうち必要なものを記載することを原則とし，変更したい場合は協議によることとします。点検内容は仕様書P10　4配水施設点検調査業務のとおりです。7. pdfを原則としますが，他の形式で提出したいときは協議によることとします。8. pdfを原則としますが，他の形式で提出したいときは協議によることとします。 |